

申年の大風・飢饉

1. 「申年の大風・飢饉」について

1836年、宮古では5月中旬から雨が降らず旱魃の状況を呈していた。6月17日は曇天で東南東の風が少し吹いていたが、夕方から風向きが北北東に変わり、その夜半八ツ（午前2時）から翌朝五ツ（午前8時）にかけて大雨を伴った台風となった。この台風で蔵元の各建物をはじめ村番所及び貯蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など201軒、学校所2軒、頭以下役人・士族子弟・百姓の家など6,996軒、合計7,209軒の家屋が倒壊し、倒壊した家屋や大木などに押し潰されて男女69人の死者と多くの負傷者がいた。又、この台風で楚野利杣山や大野・コマダケ・蒲マ嶺・大皆粉地・保良新城・伊良部島武平杣山などの松木を中心とした樹木の大方が吹き倒された。この台風は「申年風（サヌティカジ）」と称されて伝えられている。しかし、この年は台風の災害だけでは済まなかった。すでに五月中旬から旱魃の兆しが見えていたが、この台風以後も適量の雨が降らず、加えて8月11日から13日にかけてまた台風があり、芋・豆などの作物が全滅して飢饉に陥った。蔵元では9月4日から翌年の2月まで救濟米・模合蘇鉄を支給したが、1,106人（男610人・女496人）の餓死・病死者が出た。この報告を受けて王府は1837年4月に豊見山親雲上安慎を宮古に派遣した。

この「申年の大風・飢饉」については、『球陽』『宮古島在番記』『宮古史伝』『宮古島庶民史』などの資料に簡略な記録があるが、この程、いずれの史資料よりも具体的な被災内容を記した史料を『宮古島近古文書』に確認することができた。後述して紹介する。

2. 「申年の大風・飢饉」に関する史資料

(1)『宮古島在番記』に見る「申年の大風・飢饉」

『宮古島在番記』は「同（道光）十六年申年六月七日ヨリ翌八日迄無類ノ大風有之、座々蔵々并島中人家杣山樹木迄悉吹損候事。右ニ付御届為可申上、上地与人耕作筆者真壁仁屋飛脚使被仰付候処、順風無之ニ付翌酉春罷登候」「同十六申年多良間地船一艘爰元罷渡帰帆ノ洋中雨天模様相成、野崎赤浜ヘ汐掛致候折致大風吹流候事。附・船中人数別条ナク致上陸候事」「同十六年申年大風飢饉等の災殃有之、諸事為取計同十七酉年四月廿八日下島。御使豊見山親雲上」と記す。

①1836年6月7日から8日まで無類の大風があり、蔵元や島中の人家・杣山樹木まで吹き損じたので、報告の為、上地与人・耕作筆者真壁仁屋に飛脚使を仰せ付けたが順風が吹かないで翌年の春に上国したこと。②1836年、多良間島の地船が一隻、宮古島から多良間島に向かう途中、雨天模様になったので野崎の赤浜に停泊したが、その際に大風が吹いて

地船が流されてしまった。乗組員には別状なく上陸したこと。③大風・飢饉の災害があつたので1837年4月28日に御使者として豊見山親雲上が来島したことが記されている。

①で大風の吹いた日が「6月7日から8日」となっているが、後に紹介する『宮古島近古文書』では「6月17日から18日」と記されている。ここで引用している『宮古島在番記』は稻村賢敷氏の（写し）であるが、原本から書き写す際に誤記が生じたものと思われる。②について『宮古島近古文書』には、地船が2隻出帆したが、内、1隻は赤浜に停泊して大風に遇い、1隻はそのまま多良間島へ向かったことが記されている。

(2)『球陽』に見る「申年の大風・飢饉」

『球陽』は「宮古島は、去年五月より、旱魃灾を為し、諸産登らず。六月に至りて暴風大いに起り、稼穡を吹き損ず。更に兼ねるに公署・公倉・土民の家・公布を織るの房屋及び宅藩の樹木・杣山の諸木、多く吹倒され、或いは身を傷ふ者有り、或いは命を損ずる者有り。但に此れのみならず、許多の小舟潮に流蕩せられ、下落を知らず。其の後又復旱・嵐踵を接し、飢饉荐に臻る。飢えて死する者少からず、牛馬を食ひ尽くすに至りても亦数百口に及ぶ。拳島の人民其の困窮を極む。該地方官、其の由を陳具して朝廷報明す。法司議して奏すらく、該島此くの如く災に遇ふ。固より以て意を加へて指揮せざるを得ず。且冊使を款待するの需、正に趕急調備するに在り。洵に緊要の隣節に係る。伏して祈る。毛得蔚豊見山親雲上安慎を遣はし、在番と相議して島民を督理せしめよと。王上允す。」と記す。

この『球陽』の記録の要旨は次のとおりである。①宮古島では去年（1836年）の5月頃から干魃の兆しがあり、諸作物が不作となっている。②6月に暴風があって作物に被害があり、更に公署・公倉・人家、公布を織る房家、屋敷囲いの樹木や杣山の諸木等が吹き倒され、死者・負傷者が出了。③多くの小舟も潮に流されて行方知れずになった。④その後、又、日照り・嵐があって飢饉となり、餓死する者が多く出ており、牛馬なども喰い尽くして人々が困窮に陥っている。⑤宮古の役人からこの報告を受けて王府では会議を開き、冊封使歎待のため必需品の準備もあるので、緊急に毛得蔚豊見山親雲上安慎を宮古へ派遣して在番と協議の上で島民を督理させた。

(3)『宮古史伝』に見る「申年の大風・飢饉」

『宮古史伝』は『球陽』を根拠資料に記したと思われるが、内容が簡略なうえ伝承が取り入れられている。「天保七年（皇紀二四九六）尚育の二年、五月から旱魃が起り、六月に至って大颶風が襲来し、瓦礫を吹き飛ばし人畜は歩行の自由を失ひ民屋千余戸を吹き倒し其の全きもの殆どなくなった。古木老樹は根こそぎにされ山林の立樹また幹は折れ枝は落ちた。當時は發火の具が不完全であったため暴風雨に家の内外濕潤して火を失ひ、兩三

日生米をかぢり、火錐台の乾くのを待つて漸く火種を得たと云う。其の被害は推知することが出来る。此の歳は丙申の干支に當つてゐたので世に之を「申年風（さんてかぜ）」とゐる。斯くて後猶旱魃が續き諸作物は實乗らず大いに困窮したので翌年に入つては餓死する者が出て、牛馬なども飼料欠乏の為め餓死したので、政府は豊見山親雲上安慎を使わして救恤方を督理せしめた」と記す。

この記述で「民屋千余戸を吹き倒し」とあるが、『宮古島近古文書』では「村番所並び御用布織家・苧積家・紺染家など201軒、学校所2軒、頭以下役人・士族の子弟・百姓の家など6,996軒、合計7,209軒が吹き倒された」と記されている。又、「餓死する者が出て、牛馬なども飼料欠乏の為め餓死したので」とあるが、『宮古島近古文書』は「餓死・病死者1,106人（男610人・女496人）、馬263匹は盗み取られ150匹は自分で喰い尽くした高。牛313匹は盗み取られ195匹は自分で喰い尽くした高」と詳しく述べている。

(4)『宮古島庶民史』に見る「申年の大風・飢饉」

『宮古島庶民史』は「天保七年丙申（1836年）六月七日より翌八日まで無類の大風にて座々蔵並島中の人家、杣山樹木等悉く吹き倒され、続いて大飢饉あり、大風、飢饉のため中山府よりの御使者豊見山親雲上渡島す。」と記す。『宮古島在番記』を根拠資料として記されたと思われる。それ故に大風の吹いた期日も『在番記』同様「六月七日より翌八日まで」とそのまま引用されている。

3. 『宮古島近古文書』に見る「申年の大風・飢饉」

「申年の大風・飢饉」について、これまで知られている史資料は上記の『球陽』『宮古島在番記』『宮古史伝』『宮古島庶民史』である。これらの史資料の範囲内で「申年風」は語られてきたが、今回、いずれの史資料よりもより具体的な内容を記した史料を『宮古島近古文書』の中に確認することができた。翻刻に対訳を付して紹介するが、この史料の要旨は次のとおりである。

◎「申年の大風」に関する記録

①1836年の6月17日は曇天で東南東の風が少しばかり吹き、七ツ（午後4時）頃に風向きが変わったものの何ら疑わしい天気でなかった。ところが以外にも夜半八ツ（午前2時）過ぎから翌朝の五ツ（午前8時）過ぎまで台風となり、蔵元の各座・各蔵や島中の人家、杣山の樹木、屋敷囲いの大木まで吹き倒され、死者男女69人と多数の負傷者が出た。

②村番所並び貯蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所2軒、頭以下役人・士族の子弟・百姓の家など6,996軒、合計7,209軒が倒壊した。

③瓦葺きの船手座・御用布座・小与座・祥雲寺台所・詰医者仮家・船家なども倒壊した。

④蔵元並び同所 2 階・仕上世座・所遣座・系図座・勘定座・在番並びに同筆者・加増医者
仮家・觀音堂・祥雲寺本家・權現堂仏殿・漲水御嶽などは全て傾き、葺き瓦や壁板・雨戸・
門戸まで大破した。

⑤蔵元の各座・各村番所の帳面は全て水に濡れたが、乾かしたり書き写したりした。

⑥榎山の樹木は約20部 1 程残っているが、大方が枯れかかっており全滅の状況である。

⑦楚野利榎山や大野・コマダケ・蒲マ嶺・大皆粉地・保良新城・伊良部島武平榎山などの
松木は大方が吹き倒された。

⑧2 隻の多良間島地船が宮古島を出帆して多良間島へ向かった。途中、雨模様になったので
1 隻は野崎の赤浜に停泊したが、その夜半に台風となり船は何処へか吹き流されてしまった。
乗組員は陸に揚がり無事だった。他の地船 1 隻はそのまま多良間島へ向った。

◎「申年の飢饉」に関する記録

①宮古島は去年（1836年）5月頃から旱魃が続き、加えて作物に虫が付いて不作となった。
そのため上納米の取扱方にも支障がでている。

②台風のため人家が倒壊、上下とも家造りで出費を重ねて困窮に及び上納米を調べ兼ねて
いる。

③台風以後も長期に渡って雨がなく、又、8月11日から13日まで嵐があって芋・豆などが
全滅して飢饉となった。8月末頃から村々の役人から救米の申請があり、9月4日から翌
年の2月半ばまで救米を支給したが餓死者・病死者が出た。

④28か村には9月8日から2月まで救米を支給している。

⑤宮国・新里・保良・新城の4か村は夏植えの芋が収穫でき蘇鉄と交互に食することができる
ようになったので救米を支給していない。

⑥粟・大麦・小麦などは種子用までも喰い尽くし蒔き入れに支障をきたしているので、麦
は役人や村の有り合わせの者から分けてもらって例年の半分程蒔き入れさせ、粟種子は役
人からも拝借の申請があったので、持ち高を調べて不足分を取扱穀から借用させ、去年の
通り本畠・模合明地に蒔き入れさせた。

⑦織女や係の者には飢米だけでは食糧のことを考えて御用布の織り立てに支障が出るので
救米を1日に2合宛支給した。

⑧こうした世相には盜賊が横行し放火する者も出るので取締りを申し付けた。

⑨多良間島も芋の実ができず飢饉に陥っているので去年9月から救米を支給しているとの
報告があったが、去年6月の台風の際は被害がなく、飢餓人の救済は容易と思われる所以、
多良間島の取扱穀のうち43石を宮古島の救済用に積み渡した。

⑩多良間島でも芋の植え付け・粟の蒔き入れに支障をきたしているので、粟種子の不足分
は取扱穀から拝借させ去年同様に蒔き入れさせた。

⑪この飢饉で9月4日から翌年2月20日までの飢米の渡し高は88石3斗4合余、村々へ借用させた粟種子は38石9斗1升余であった。

⑫この飢饉での病死・餓死者は1,106人（男・610人、女・496人）。内、宮古島で1,028人・多良間島78人で、馬420匹・牛508匹が盗み取られ或いは喰い尽くされた。

※ 史料紹介・『宮古島近古文書』の「申年の大風」（1836年）

當島今月十七日之夜半頃ヨリ翌朝迄大風之成行左ニ申上候覚

1. 當六月十七日、曇天、風卯辰之間、時々小雨降、七ツ時分ヨリ風丑ノ方ニテ少々吹越候得共、何楚疑敷天氣相ニテモ無之候処、以之外其夜八ツ時分頃ヨリ翌十八日五ツ時後迄大雨添テ致大風、座々蔵々並島中人家又ハ杣山樹木村々屋敷囲之大木迄モ都テ被吹倒、右ニ付住家樹木ニ被覆及失命ニ候者男女六拾九人、其外手足相損段々疵付候者餘多罷在、何共苦々敷仕合御座候。

附・風根之儀、十七日ノ夜中者子丑ノ間、翌日早朝ヨリハ巳午之間、四ツ頭時分ヨリ漸々相上、九ツ時分ヨリ静ニ相成申候。

訳・当6月17日は曇天で東南東の風が吹き時々小雨が降っていた。七ツ（午後4時）頃より風向が北北東に変わり少々の風が吹いていたが何ら疑わしい天気でなかった。ところが以外にもその夜の八ツ（午前2時）頃から翌18日の五ツ（午前8時）過ぎまで大雨を伴った大風となり、蔵元の各座・各蔵や島中の人家、又は杣山の樹木・村々の屋敷囲いの大木までも吹き倒され、そのため住家・大木に覆われて男女69人が失命、その他、手足を痛めたり負傷した者が多く出た。何とも悔しいことである。

附・風向の儀、17日の夜中には北北東の風、翌日早朝からは南南東の風となり、四ツ（午前10時）頃から漸く風は衰え、九ツ（12時）頃には静かになった。

1. 諸村番所並貯蔵御用布織家苧積家紺染家貳百十壱軒、学校所貳軒、頭以下役々諸ニ才達百姓家六千九百九十六軒、合七千貳百九軒吹倒候処、島中惣体之事ニテ俄に葺替不罷成候ニ付、被吹散候右カヤ壁取集、番所々並人家各村之大小又者家内人数ニ應、當分風雨之防方迄假ニ作調候様申渡置候。尤残家六十五軒有之候処大破相成難住居候得共大修補ニテ漸々相住居申候。

附・當年貢残穀之儀、此間取納仕置候分ハ村々貯蔵ニ取入置候処都テ瀟掛候段、役々申出有之、吃ト干拵ヲ以テ致格護候様申渡置候。

訳・諸村の番所並びに貯蔵・御用布織家・苧積家・紺染家など211軒、学校所 2 軒、頭以下役人・士族の子弟たち・百姓の家など6,996軒、合計7,209軒が吹き倒されたが、島中が同じ状態であるため俄に葺き替えることができず、吹き散らされたカヤ壁を取り集め、各番所・人家、村の大小又は家内人数に応じ、当分の間、風雨を防げるだけの仮小屋を建てるよう申し渡した。尤も65軒の人家が残っていたが大破して住める状態でなかったので、大補修を行って漸く住めるようになった。

附・当年の年貢の残り穀物について、この間に取り納めた分は村々の貯穀蔵に取り入れて格護してあったが全て濡れてしまった旨、役人たちから報告があったので、必ず干し乾かして格護するよう申し渡した。

1. 船手座御用布座小與座祥雲寺臺所權現殿拝殿詰醫者假屋船屋之儀、瓦葺ニテ候処悉ク吹倒材木モ折碎申候。右ニ付俄ニ葺替方不罷成、船手座御用布座役人者藏許江引移、小與座詰醫者假屋祥雲寺臺所之儀、當分小屋掛ニテ相渡、先寄時節見合漸々葺調候様申渡置候。

附・權現堂拝殿並船屋両所之儀、普請仕候迄之間者是非取鎮置候様申渡置候。

訳・船手座・御用布座・小與座・祥雲寺台所・權現殿拝殿・詰医者仮屋・船屋は瓦葺であったが悉く吹き倒され材木も折れ砕けた。右の様な状態なので俄に葺き替えることもできず、船手座・御用布座の役人は蔵元へ移り、小與座・詰医者仮屋・祥雲寺台所の儀は、当分の間、仮小屋を渡し、先と同様、時節を見合わせて葺き調えるよう申し渡した。

附・權現堂拝殿・船屋両所の儀は、普請（建築工事）を行うまでの間に必ずかたづけておくよう申し渡した。

1. 蔵元並同所間之二階仕上座所遣座系圖座勘定座又ハ在番並同筆者加増醫者假屋觀音堂祥雲寺本家權現堂佛殿張水宮之儀、漸々相保候得共都テ吹傾キ葺瓦壁板雨戸門戸迄モ大破相成候ニ付、解取大修甫不仕候テハ難住居候得共、此涯別テ百姓等極難之砌、修甫料逆モ不相調得段見及、無是非餘程相傾キ危ク有之候方江助木為致、且又、古板トマ杯ニテ所々修甫サシ漸ク相住居候間、百姓手明見合漸々相調候様申渡置候。

附・藏許壱軒ハ雨戸壁板所々吹破候迄ニテ都テ堅固ニ有之候。

訳・蔵元並びに同所間 2 階の仕上座・所遣座・系図座・勘定座、又は在番並びに同筆者・加増医者仮屋・觀音堂・祥雲寺本家・權現堂仏殿・張水宮の儀は、漸く保っているが全て吹き傾き、葺瓦・壁板・雨戸・門戸までも大破しており、解体して大修理しなくては住み難いけれども、この度は特に百姓らも極難に陥っているので、修理料を調える見込みもな

く、仕方なく、余程傾いて危険な所には助木を施し、且つ、古板トマ等で所々を修理して漸く住めるようにしたが、百姓らの手暇を見計らって相調えるよう申し渡した。

附・蔵元1軒は雨戸や壁板が所々吹き破れただけで全て堅固な状態である。

1. 諸座並村々番所諸帳之儀、都テ濡掛リ用立不申候等モ有之候得共、干ワカシ又ハ写方ヲ以何楚差支申間敷段役々申出候。

附・村々御用布機並藍具其外ノ諸道具多分致損失居候段申出候付、夫々用事ノ緩急見合漸々相仕立候様申渡置候。

訳・蔵元の各座並びに村番所の諸帳の儀、全て水に濡れ用をなさない物もあるけれども、乾かし又は書き写したので何ら支障はない旨、役人たちから報告があった。

附・各村の御用布機並びに藍具・その他の諸道具類が大分損失しているとの報告があるので、それぞれ用事の緩急に応じて仕立てるよう申し渡した。

1. 桧山樹木之儀、都テ折倒大抵貳拾部壹社（程？）相残候哉之見立ニテ候処、残分モ曲木勝ニテ難用立候上、枝葉被吹折根本相弱ミ漸々枯掛リ最早山絶之涯相成、先様船作事家材木等何様可相調哉極々念遣仕事御座候。右ニ付以来一廉手替之下知方ヲ以テ来年ヨリ先年賦ヲ以テ随分相仕立候様堅ク申渡置候。尤折損高木數取メ首尾可申上之処、島中之山敷右通悉ク吹損、大粧之本數其上諸木阿谷棟折塞、山中之出入モ不相違候付取メ方不罷成、腰書之通部付ヲ以テ申上候。

訳・桧山樹木の儀、全て折れて倒れ約20部1程残っていると見込んでいるが、残った樹木も曲木が多くて用立てなり難く、枝葉は吹き折れ根本は弱くなつて枯れかかり、最早、山絶えの状況となっている。これから先、船作事・家の材木等をどのように調えるべきか大変心配している。右に付きこれからは一廉手替えの下知を行つて来年より先是年賦を以て樹木を仕立てるよう堅く申し渡した。尤も折れた高木の数を取りまとめて報告すべきであるが、島中の山敷は右の通り悉く吹き損じており、大変な本数の上、諸木・阿谷などが折れ乱れて塞がり、山中の出入りも出来ないので取りまとめることができず、腰書の通り部付を以て報告する。

附

1. 楚奴利續之桧山、長四里程・横貳百五拾間程仕立ノ松木惣体折倒申候。
1. 大野桧山、長七合程・横五合程仕立ノ松木大抵貳拾部壹程ハ相残リ、其餘ハ折倒申候

処、残分モ漸々枯掛リ今躰ニテハ以後相保候義別テ無心元存申候。

1. 野田杣山、長四百間程・横貳百五拾間程、右同断。

1. コマダケ續之杣山、長三里程・横貳百間程、右同断。

但四ヶ所杣山之義、諸木盛長宣ク、殊ニ漲水シラ場近所ニテ船作事家材木等、此四ヶ所ヨリ相達別テ重寶之杣山、就中ソノリツツキノ義、當島大一之風水所古今申傳候。

1. 蒲マ嶺杣山、長六百間程・横四拾間程仕立之若松木、右同断。

但平良五ヶ村風水所之由、去ル已年風水見神山里之子親雲上渡海之時申傳置候。

1. 大皆粉地杣山、長六合程・横五合程仕立ノ松木五部毫程ハ相残リ其餘ハ折倒申候。

1. 保良新城西村後ノ杣山、長五合程・横八拾間程仕立ノ松木方分程殘餘ハ折倒申候。

但二ヶ所杣山之義、漲水セラ場四五里程相隔船作事等ハ難相調候得共、役所普請之時朽木床木其外都テノ羽遣且保良新城両村ノ抱護並諸用事相達重宝相成申候。

1. 伊良部島武平杣山、長四合程・横二百五拾間程仕立ノ松木惣体折倒申候。

1. 被吹倒候諸木ノ内所用可相成等ハ成限吃卜取鎮致格護候様構ノ役々ニ申渡置候。

1. 唐竹之儀、都テ吹倒候付所用可相成分ハ取メ格護申渡置候。

1. 村抱護並海垣之儀、百姓等手明次第漸々阿谷諸雜木等植付候様申渡置候。

1. 屋敷之圍石被吹崩且諸木折倒道筋相塞人馬之往来不罷成、折角下知方ヲ以テ取除サシ候得共大木ハ急ニ取鎮方不罷成、干今人馬通兼候処多々有之候付、手明次第吃卜取鎮候様申渡置候。

1. 牧馬六拾九疋ノ内拾九疋牧之外磯辺江被吹散、於濱涯ニテ落申候。

1. 役々並百姓等所持之馬拾疋牛二拾疋羊六拾二疋落申候。

附・犬猫庭鳥豚杯大分落候段候得共、輕畜類ニテ取メ不申候。

1. 百姓等所持ノコリ舟八拾貳艘佐和田村用之剥小舟毫艘吹損用立不申候。

1. 島尻狩俣村両村往来ノ矼道長五拾四間横九尺高七尺相崩人馬之往来不相達候処、積立手間夫大分ニ相見得當時節難相調候間、先寄百姓手明見合積立候様申渡置候。尤右矼ヨリ東南ノ方野田杣山西ノ端ヨリ脇道有之、餘程回遠ク候得共当分是ヨリ致往来候様申渡置候。

1. 多良間島ノ義、大風以後便船無之未何分ト相知不申候得共、八重山島仲立馬艦今月廿三日如御国元当島近ク致通船池間村ノ者共クリ舟漕出左右承届由ニテ、八重山島江ハ此大風無之其日嵐模様ニ有之候迄ニテ諸作毛等相痛不申段乗合役々ヨリ問合有之、兎角多良間島モ八重山島同篇杯ニテ可有之哉ト察悦仕居申候。何分到来次第便ヨリ委細申上苦御座候。

右之通在来無比類大変ニテ御届為可申上ケ上地與人耕作假筆者真壁仁也飛船便申付差登申候。以上

申ノ六月廿九日

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

(訳)

附

1. 楚奴利続きの杣山、長4里程・横250間程仕立の松木は全て折れて倒れている。
1. 大野杣山、長7合・横5合程仕立の松木は約20部1程は残り、その他は折れて倒れている。残った松木も枯れかかり、今の状態では保てるかどうか不安である。
1. 野田杣山、長400間程・横250間程、右に同じ。
1. コマダケ続きの杣山、長3里程・横200間程、右に同じ。
但し、四ヶ所杣山の儀、諸木の成長が良く、殊に漲水シラ場に近く、船作事や家材木などはこの四か所から調達する重要な杣山で、中でもソノリ続きの杣山は、宮古島第一の風水所と古くから伝えられている。
1. 蒲マ嶺杣山、長600間程・横40間程仕立の若松木、右に同じ。
但し、平良五ヶ村の風水所である旨、去る巳年に神山里之子親雲上が来島した時申し渡されている。
1. 大皆粉地杣山、長6合程・横5合程仕立の松木は5部1程は残っており、その他は折れて倒れている。
1. 保良・新城の西村後の杣山、長5合程・横80間程仕立の松木の半分は残っており、その他は折れて倒れている。
但し、2ヶ所の杣山の儀、漲水セラ場から4・5里程離れており、船作事等には調達し難いけれども、役所の普請（建築）の時の桁木・床木・その他の羽遣、且つ保良・新城両村の抱護並びに諸用事の調達など重要な杣山となっている。
1. 伊良部島の武平杣山、長4合程・横250間程仕立の松木は全体が折れて倒れている。
1. 吹き倒された諸木の内、使用できる木はなるべく取り集めて格護するよう申し渡してある。
1. 唐竹の儀、全て吹き倒されているので、使用できる分は取りまとめて格護するように申し渡してある。
1. 村抱護・海垣の儀、百姓等の手が明き次第、阿谷・諸雜木等を植え付けるよう申し渡してある。

1. 屋敷の圍石が吹き崩され、諸木が折れて倒れて道を塞ぎ、人馬の往来ができなくなっている。折角、下知して取り除かせているけれども大木は急には始末することができず、今でも人馬の通りかねている所が多くあるので、手が明き次第、必ず始末するよう申し渡してある。
1. 牧馬69疋の内、19疋は牧の外の磯辺へ吹き散され浜崖から落ちた。
1. 役人・百姓等所持の馬10疋・牛20疋・山羊62疋も落ちた。
附・犬・猫・庭鳥・豚なども大分落ちたけれども、軽畜の類なので取りまとめていない。
1. 百姓等所持のクリ舟82艘・佐和田村用の剥小舟1艘は破損して使用不可能となっている。
1. 島尻・狩俣両村往来の石道は長54間・横9尺・高7尺も崩れて、人馬の往来ができなくなったが、積み立てに要する手間夫が大分かかりそうなので、時節柄、調達し難いため、先のように百姓の手が明き次第積み立てるよう申し渡してある。尤も、右の石より東南方、野田杣山の西の端から脇道があり、遠回りではあるけれども、この道を往来するよう申し渡してある。
1. 多良間島の儀、大風以後便船がなく状況が分からぬけれども、御国元（沖縄）へ向かう八重山島の仲立馬艦船が今月23日に宮古島近海を通船、池間村の者どもがクリ舟を漕ぎだし状況を承った由にて、八重山島へはこの大風はなくその日は嵐模様をかもしただけで諸作毛などに影響はなかった旨、乗合の役人らより報告があった。兎に角、多良間島も八重山島と同様であろうと推察し悦んでいる。状況が届き次第、後便より詳細は報告するつもりである。

右の通り在来無比の大変なので御届け申し上げるべく、上地与人・耕作仮筆者真壁仁也に飛船を申し付け差し登らせる。以上。

申ノ6月29日

(1836年)

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

。さうあるて此處に人へる筆者姓上 覚

右大風為御届飛船便申付五反帆國頭間切與那村地船々頭東村宮城ニヤ船ヨリ差登申候間、
耕作假筆者
上地與人 真壁仁也

右大風為御届飛船便申付五反帆國頭間切與那村地船々頭東村宮城ニヤ船ヨリ差登申候間、
御用筋相濟次第早々帰帆被仰付度奉存候以上。

申ノ六月廿九日

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

耕作假筆者
上地与人 真壁仁也

右大風のご報告のため飛船便を申し付け、五反帆國頭間切與那村地船の船頭東村宮城ニヤの船で上国させたので、御用の済み次第、早々に帰帆するよう仰せ付け下さい。以上

申の 6 月 29 日

平良親雲上

(1836年)

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

當島ノ儀、別紙御届申上候通無類之大風ニテ段々損失之儀共有之上下末々一統勘ト及困窮、最早御冠船前格別之御時節柄夫々ノ上納物何様可相調哉甚以心配之事ニテ此涯一廉手替之働無之候テハ來年貢御用布等ノ調先ハ勿論島中飯料ノ續方至テ難渋可成立事ニテ第一耕作方其外百姓等諸事取扱向等委細書付ヲ以テ申渡候上、諸役人藏元江召寄吳々叮嚀加熟談、私共ニモ折々富々致回見嚴重差引承届日夜出精下知方ヲ以テ相勵シ申候、此段御問合申上候以上。

申ノ七月朔日

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

(訳)

当島の儀、別紙で御届け申し上げた通り無類の大風で損害も大分出ており、上下役人から末々の者までが一統に困窮に及び、最早、御冠船の来着前の格別の時節柄、それぞれの上納物もどの様に調べるべきかと甚だ心配しており、この際は一廉手替えの働きが無くては来る年貢・御用布等の調べ方は勿論、飯料の維持方も難渋すべきと、第一に耕作方やその他百姓等の諸事取扱向についても詳しく書付けを以て申し渡した上、諸役人をも歳元に集めて幾度も丁寧に熟談を加え、私共も折々畠を巡回して厳重に算段を行い、日夜、精力的に下知を行って働かせている。此の旨、ご報告申し上げる。以上

申の7月1日

(1836年)

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

多良間島五反帆地船両艘御用布御用物爰元江積渡納方相済、壱艘ハ水納目差狩俣筑登之。仲筋村耕作假筆者砂川仁也兩人乗合、壱艘ハ多良間目差砂川筑登之。仲筋村榎山筆者砂川仁也・上納穀取メ検見役長間目差下里筑登之。若文子下地仁也四人乗合、去月十七日如彼島致出帆候処無間茂雨天ノ模様相成、水納目差乗船ハ野崎赤濱ト申所江潮掛、早速乗役兩人ハ致上陸候処、其夜致大風船可浮保様無之、船中人数ハ身ソカラニテ泳揚助命仕、船之儀何方江被吹流候哉行衛相知不申候。多良間目差乗船之儀、直乗為致事候得共其日中は風卯辰ノ間ヨリ丑ノ方迄ニテ彼島江之順風宜有之候付、早々為取着筈ト吟味仕候。此段御回合申上候。以上

附・水納目差・仲筋村耕作假筆者砂川仁也兩人事、長濱村用船ヨリ順風次第差渡筈御座候。

申ノ七月朔日

平良親雲上

下地親雲上

御物奉行所

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

知花親雲上

(訳)

多良間島五反帆地船両艘は御用布・御用物を宮古島へ積み渡り上納方を済まして、一艘には水納目差狩俣筑登之・仲筋村耕作假筆者砂川仁也の両人が乗り合わせ、一艘には多良間目差砂川筑登之・仲筋村杣山筆者砂川仁也・上納穀取ノ検見役長間目差下里筑登之・若文子下地仁也の四人が乗り合わせて、去る月の17日多良間島へ向け出帆したところ間もなく雨天の模様になり、水納目差の乗った船は野崎の赤濱という所へ停泊いたし、早速、役人の二人は上陸致したところ、その夜に大風となり船が沈みそうなので、船中の者たちは自ら泳ぎ揚がって助命、船は何処へ吹き流されたのか行方知れずになった。多良間目差の乗った船は、真っ直ぐ航行したけれども、その日の風は卯辰(東南東)ないし丑(北北東)の風で、多良間島へは順風宜しい風なので、早々に到着するものと思われる。この段ご報告申し上げる。

附・水納目差・仲筋村耕作假筆者砂川仁也の両人は、長浜村の用舟より順風次第、差し渡すつもりである。

申(1836年)の7月1日

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

仲本筑登之親雲上

金城筑登之親雲上

御物奉行所

知花親雲上

1. 五反帆國頭間切與那村地船々頭東村宮城仁也船ノ義、諸座御用之諸雜物積入那霸罷渡上納相濟帰帆ノ洋中逢逆風、去月十七日当島致漂着候段有之、早速改方申渡何楚不審之稟無之ニ付順風次第帰帆申渡置候處、其夜逢大風繩摺切テ瀬原江走揚致破損候得共、乗人数無別条泳揚申候、然レバ右大風ノ儀、委細別紙ヲ以テ申上候通古來未聞ノ大変ニテ、早々御届不申上候テ不叶事候處便船無之差支候付、右宮城船本楷木取集サシ、別紙ノ通早々所望並細工人共雇入之願相達作事相調サシ、飛船取仕出差登申候。

附・漂着破損之次第船頭書付取添差登申候。

訳・五反帆國頭間切與那村地船々頭東村宮城仁也の船の儀、諸座御用の諸雜物を積み込み那霸へ渡り上納を済ませて帰帆の洋中で逆風に逢い、去る月の 17 日に宮古島に漂着した。早速、改め方を申し渡し、何ら不審なところはないので順風次第帰帆するよう申し渡して置いたが、その夜に大風に逢い縄が摺り切れて瀬原（珊瑚礁）に乗り揚げ破損したけれども、乗込人は別状なく泳いで陸に揚がった。それで右の大風の儀は詳細に別紙を以て申し上げた通り古来未聞の大変にて、早々、お届け申し上げなければならないが、便船がなく支障をきたしているので、右の宮城の船本・楷木を集めさせ、別紙の通り早急に必要品並び細工人共を雇い入れ船の補修作業をさせて、飛船として差し登らせた。

附・漂着破損の状況は船頭に書付けを取り添えて差し登らせた。

1. 八重山島御米漕七反帆船主渡地村居住宮城筑登之・船頭久高島南里筑登之船之儀、去月廿九日如彼島出帆、天氣不思安、当島汐掛之考ニテ今月二日池間崎ト申所乗寄候砌、逢風巻水船相成、乗人数之儀、身スガラニテ池間島江泳揚候段段申来候付、早速役々差越取計仕、尤飯米並衣類等拜借之願相達、此節別紙付状之通、拾反帆船主東村嫡子新垣筑登之船ヨリ差登申候。

附

1. 本船之儀、中ノ方江引流候哉揚申候。

1. 破損之次第船頭書付差登申候。

右旁御問合申上候。以上

申ノ七月十三日

平良親雲上

砂川親雲上

下地親雲上

金城筑登之親雲上

仲本筑登之親雲上

知花親雲上

御物奉行所

訳・八重山島御米漕七反帆船主渡地村居住宮城筑登之・船頭久高島南里筑登之の船の儀、去る月の 29 日に彼島へ出帆、天気が思わしくなく宮古島に停泊の考えで、今月 2 日池間崎という所に乗り寄せた際に竜巻に逢い沈没し、乗込人らは自ら池間島へ泳ぎ揚がった旨の報告があるので、早速、役人らが出向いて取り計らい、飯米・衣類などの拝借の願いを聞きいれ、この節、別紙の付状の通り、十反帆船主東村嫡子新垣筑登之の船より差し登らせた。

附

A 1, 本船の儀は中方へ引き流されたのか寄せ揚げられている。

C 1, 破損の状況は船頭に書付を添え差し登らせた。

右の旁、ご報告申し上げる。以上

申(1836年)の7月13日

平良親雲上

砂川親雲上

下地親雲上

金城筑登之親雲上

仲本筑登之親雲上

地花親雲上

御物奉行所

※ 史料紹介・『宮古島近文書』の「申年の飢饉」(1836~37年)

1. 當島之儀、去年五月中旬頃ヨリ旱打続、諸作物虫相付後粟唐黍悉ク喰尽、兼テノ考
勘ト相違相成、上納米取メ方至テ差支候処、別紙御届申上候通古来未聞之大変差當、一統
人家被吹倒候上諸道具諸品ニ到迄濡廃リ候付、家作彼是諸造作過分之事ニテ上下共至極及
困窮ニ、夫ヨリ役々末々迄上納米調兼候付、御時節柄夫々ノ重上納物掛テ、年貢御用布等
ノ調先ハ勿論島中飯料ノ續方等至テ難渋可成立事ニテ至極及世話、耕作方其外諸事下知方
之手組諸役人藏元江沼寄直面ニ加熟談、且又筆者頭手分ケヲ以村々差越百姓等江モ委曲申
聞シ相勵シ申候処、殊之外大風以後長々雨降不申芋豆カツラ痛相附候付、段々雨乞御願等
仕候得共其詮無之、別テ極暑之時分故痛付増及世話候処、殊之外八月十一日ヨリ同十三日
迄風亥子ノ間カラ吹ニテ致嵐カツラ悉ク吹損芋豆類皆共致不作、最早、飢饉之模様成立必
至ト驚入、猶更心力之及段々雨乞御願仕候処、同廿四日夜半頃ヨリ廿六日迄相應雨降候付、
夫ヨリ役々立合之下知方ヲ以テ芋植付方彼是折角相勵シ候処、右式旱勝有之候故芋カツラ
ハイ延不申植付方差支候処、九月十一日ヨリ同十二日迄猶又相應之雨降り最早カツラモ所々
ハイ延候付漸々植付サシ、且又麥粟蒔入方之儀モ漸ク時節無後相勵置申候。

訳・当島の儀、去年5月中旬より旱が続き、諸作物に虫が付いて粟・唐黍を全て食い尽くし、当初の考えと違って、上納米の取メ方にも差し支え、別紙でお届け申し上げた通り古来未聞の大変にさしあたり、全て人家も吹き倒された上、諸道具諸品に到るまで濡れ廃れているので、家作り等かれこれ造作過分にして上下とも極めて困窮に及び、それより役人から下々の者まで上納米を調べかねて時節柄それぞれの上納物を滞納しかけ、年貢・御用

布等の調達はもとより島中の飯料の続け方等も至って難渋すべきと至極心配し、耕作方その他の諸事の下知方についても諸役人を蔵元に集め直に熟談を重ね、且又、筆者・頭とも手分けして村々に行き百姓へも詳細に申し聞かせて働かせたが、殊の外、大風以後は長期にわたって雨が降らず、芋・豆カヅラも枯れかかっているので、雨乞い御願など行えどもその効果もなく、特に酷暑の時期なためその被害も増し心配しているところに、殊の外、8月11日から13日まで北北西の風が吹いて嵐となり、カヅラを悉く吹き飛ばして芋・豆類は全て不作いたし、最早、飢饉になるのは必至と驚き、尚更心配して雨乞い御願を行ったところ、8月24日夜半頃から26日まで相応の雨が降ったので、それより役人ら立ち合いの下、下知を行って芋の植え付け方などかれこれ働かせたが、右のような旱のため芋カヅラが生え延びず植え付け方に支障をきたしていたところ、9月11日から12日まで再び相応の雨が降り、最早、カヅラも所々に生え延びているので、漸く植え付けさせ、且又、麦・粟の蒔き入れ方も時節に遅れることなく働かせた。

1. 右通之次第二テ島中一統飯料續兼、八月末頃ヨリ村々役人救米申出之趣キ有之、則筆者頭掛リ役々列越致見分候処及餓病候者多ク腫氣相付候者モ有之候付、細密調部方ヲ以テ九月四日ヨリ何レ救方無之候テ不叶者共江ハ一日粟一合先宛相渡、模合蘇鉄ヲモ有長ケ伐渡救候上、格別疲増又ハ老人病人産後杯江ハ其見合ヲ以壹合五勺ヨリ貰合迄相渡候処、十二月中旬頃ヨリ雨降リ續、正月始頃ヨリ九月植之芋少々宛実入救米取更リ漸ク飯料相済候得共、長々之飢饉其上年内痢病下シ熱病杯モ所々相行リ今ニ餓躰取直不申救米当分難召留、尤新麥之義モ追々実入、当月半頃ヨリ苅収申審ニテ其節召留候様可仕候。右通段々救方申渡候得共、別紙之通及死失候者共有之、何共苦々敷次第御座候。

訳・右の通りの次第にて島中の人々が飯料を続けかね、8月末頃より村々の役人から救米の申請があり、筆者・頭、係の役人らを連れ検分したところ、飢えて病気になっている者が多く腫れ氣味の者もいるので、詳細に調べて9月4日より、救済しなければならない者共へは1日に粟1合宛支給し、模合（共同）の蘇鉄をも有るだけ伐って支給して救済した上、格別に疲労している者又は老人・病人・産後の者にはその状態に合わせて1合5勺から2合迄支給したところ、12月中旬頃より雨が降り続き、正月初め頃より9月植えの芋の実が少々収穫でき、救米に代わって漸く飯料にできたけれども、長期にわたる飢饉のうえ年内には痢病・熱病なども流行し、今でも飢餓状態の身体を回復していないので当分の間は救米を止めることは難しく、尤も、新麦も次第に実を付け、今月（2月）の半ば頃には収穫できるはずで、その節に救米の支給を止めるべきである。右の通り救済方を申し渡してあるけれども、別紙の通り死失した者共もあり、何とも悔しいことである。

多式省制・其の内訳をもつて申候。附

1. 下里・西里・東仲宗根・西仲宗根・荷川取・大浦・島尻・狩俣・池間・前里・佐和田・長濱・国仲・仲地・伊良部・久貝・松原・川満・上地・洲鎌・與那霸・来間・嘉手苅・砂川・友利・比嘉・長間・野原合貳拾八ヶ村ハ九月七八日以来今ニ飢米相渡申候。

訳・(村名略) 合計28か村には9月7・8日から今に至るまで飢米を支給している。

1. 宮国・新里・保良・新城合四ヶ村之義、素ヨリ蘇鉄有所、其上地方故ニテモ候哉、夏植ノ芋少々宛実入蘇鉄取更相営、漸々救米ニ不及相凌申候。

訳・宮国・新里・保良・新城の4か村の義、素より蘇鉄を所有し、その土地が上等な土地であるせいか夏植えの芋が少々収穫でき蘇鉄と交互に取り代えて営んでおり、救米がなくても飢えを凌いでいる。

1. 粟大麦小麦之義、任飢ニ前後之勘弁難成都テ種子喰尽候由ニテ、蒔入方至テ差支候得共、段々下知方ヲ以テ麦種子ハ役々並村中有合之方ヨリ譲配申付、例年ノ半分程ハ蒔入萌立宜有之当月末頃ヨリハ苅収申筈御座候、粟種子之義第一ノ年貢ニテ役々ヨリモ訳ケテ申出ノ趣有之、村々現在高糾方ヲ以テ不足ノ分ハ取ム穀之内拜借相渡、去年通本畠並模合明地ニモ蒔入サシ萌立宜ク有之候。

訳・粟・大麦・小麦の儀、飢えに任せて前後の勘弁もなく、全て種子を喰い尽くしたこと、蒔き入れ方に支障をきたしているけれども、下知を行って麦は役人並びに村の有り合わせの者より譲り受け配分するよう申し付け、例年の半分程は蒔き入れさせたところ芽立て宜しく、当月末(2月末)頃よりは収穫できるはずである。粟種子の儀は第一の年貢にて役人からも拝借の申し出があり、現在の持ち高を調べて不足分は取り集めた穀物の内から拝借して渡し、去年の通り本畠並び模合明地(共同地)にも蒔き入れさせたところ芽立ても宜しい状況である。

1. 御用布之義、織女並係ノ者共餘並之飢米迄ニテハ飢営方ニ取込御用布調方不相届候付救米一日ニ貳合宛相渡、曖役々江モ取締向堅ク申渡、日限等相立織調サシ、猶又上國之頭以下役々手配ヲ以テ村々走回下知方仕、全相調候様折角相勵シ申事御座候。

訳・御用布の儀、織女や係の者共は基準の飢米だけでは食料確保に取り組んで御用布の調

え方がおろそかになるので救米を1日に2合宛支給し、曇役人にも取締りを堅く申し渡し、織り立ての日限などを決めて織り調べさせ、また、上国する頭以下役人らも手配して村々を巡回して下知を行い、全て織り調べさせるよう懸命に働かしている。

1. 当世振ニ付イテハ、盜賊相時行芋牛馬豚羊杯盗取、又ハ放火ノ者共段々有之、何々江締方堅ク申渡置候。

訳・今日の世相については、盜賊が横行して芋・牛・馬・豚・山羊などを盗み取り、又は放火する者共もいるので、何々へ取締りを堅く申し渡してある。

1. 多良間島之義モ風旱之災殃爰元同然ノ振合ニテ、唐芋実入不申飯料續兼及飢候者多ク有之、去年九月以来救米等相渡候段、当正月飛船ヲ以テ申来候得共、彼島之儀、去年六月爰元大風ノ砌ハ相應ノ嵐為有之迄ニテ人家樹木等吹倒候程之事ニテハ無之候故、取ム穀モ夫長ケ相重、飢人救方ニ付テハ爰元ヨリ心安キ方ニ相見得候付、彼島取ム穀之内島用召残、四拾三石ハ此元救米ノ用意トシテ正月初頃與那村地船頭宮城船差渡積越シ置申候。

附・水納島世振之儀モ本文同断ニテ為取計筆者加勢差渡置救米等候段申来候。

訳・多良間島の儀も風旱の災害は宮古島と同様の状況で、唐芋の実ができず飯料も続きかね飢餓に陥っている者が多くおり、去年の9月以来救米を支給している旨、当正月に飛船を以て報告してきたが、多良間島は、去年6月の宮古島の大風の際は相応の嵐があつただけで、人家・樹木とも吹き倒される程のことはなかったので、取り集めた穀物もそれだけ重なり、飢餓人の救助については宮古島より心安きものと思われるに付き、多良間島で取り集めた穀物のうち島の必要分は残し、43石は宮古島の救米の用意として、正月初め頃、與那村地船の船頭宮城の船で宮古島に積み渡してある。

附・水納島の世相も本文と同様で、取り計らいの為、筆者・加勢を派遣して救米等の支給をさせている旨、報告があった。

1. 同島芋植次方並麦粟蒔入方之義、爰元同篇之振合ニテ粟種子等不足分ハ取ム穀之内ヨリ拜借相渡去年通蒔入サシ萌立宜ク有之候段申来候。

右之旁御届為可申上如斯御座候。

附・飢米渡高仕拂書並餓死人牛馬取ム書差登申候。

酉ノ二月九日

頭

御物奉行所

在番

訳・多良間島の芋の植え付け並び麦粟の蒔き入れ方の儀、宮古島と同様の状況なので粟種子の不足分は取り集めてある穀物の内から拝借して支給し、去年の通り蒔き入れさせたところ芽立ても宜しい旨、報告があった。

右の旁らお届け申し上げるべくこの如くご座候。

附・飢米の渡し高・支払書並びに餓死人・牛馬の取扱書も差し登らせた。

酉（1837年）の2月9日

頭

在番

御物奉行所

覚

大地中現取ノ高

一、粟八百四拾九石五斗九升四合式勺七才

多良間島現取ノ高ニ百二石之内当島江積越高四拾三石之内届

一、同四拾石七斗五升

外 二石二斗五升六合先運賃船方江

百五拾九石多良間島飢米渡用並所用除

合 八百九拾石三斗四升四合二勺七才

内

村々粟種子拜借渡高

三拾八石九斗壱升五勺

去年九月四日ヨリ当二月廿日迄飢米渡高

三百七拾四石壱斗七升四合壹勺八才

去年当年役所普請並地船兩艘修甫料渡高

八拾八石三升四合三勺壹才

例之通当年上国役人旅仕舞料トシテ役々御扶持方引当ニ付拜借

四拾二石五斗

在番同筆者兩人主從拾壹人正月ヨリ

八石八斗三升八合二勺七才

詰醫者兩人主從六人之右同

四石八斗二升壹合六勺

住持主從四人之右同

二石五斗七升壹合四勺三才

飛船ヨリ御物積登高届運賃共

四拾七石九斗壱榤七勺二才
同船宰領役人賦飯米仕出料
拾四石六斗二榤八合五勺七才
五反帆国頭間切與那村地船飯米拜借並船作事料拜借高
二拾壹石五斗三榤二合三勺九才
七反帆船主渡地村住居宮城筑登之船頭南里筑登之飯米拜借高
八石三斗九榤二合八勺五才
拾反帆船主新垣筑登之船頭石川右同
八石二榤九合四勺二才
当二月廿一日ヨリ二月五日(?)迄飢米渡ノ考
三拾石
於所役所ニ種々遣用
七拾石
異國用意
百三拾石
合 八百九拾石三斗四榤四合二勺七才
右通仕拂如斯御座候以上
酉ノ二月九日 頭
御物奉行 在番

(訳) 宮古島の現在の取メ高
一、粟849石5斗9升4合2勺7才
多良間島の現在の取メ高202石の内、宮古島へ積越高43石の内訳
一、粟40石7斗5升
外 2石2斗5升6合先は運賃船方ヘ
159石は多良間島の飢米用と所用として除く28合
合計 890石3斗4升4合2勺7才
内
村々への粟種子の借用渡し高
38石9斗1升5勺
去年9月4日から当2月20日迄の飢米の渡し高
374石1斗7升4合1勺8才

去年・当年の役所普請（建築）並び地船両艘修甫料の渡し高

8石3斗4合3勺1才

例の通り当年上国する役人の旅仕舞料として役々御扶持方引当に付き拝借

4石5斗

在番・同筆者両人の主従11人正月より

8石8斗3升8合2勺7才

詰医者両人の主従6人、これ右に同じ

4石8斗2升1合6勺

住持の主従4人、これ右に同じ

2石5斗7升1合4勺3才

飛船ヨリ御物の積み登り届け高・運賃共

4石9斗1升7勺2才

同船率領役人の飯米の仕出料

14石6斗2升8合5勺7才

五反帆国頭間切與那村地船の飯米拝借と船作事料の拝借高

21石5斗3升2合3勺9才

七反帆船主渡地村住居宮城筑登之と船頭南里筑登之の飯米拝借高

8石3斗9升2合8勺5才

拾反帆船主新垣筑登之と船頭石川、右に同じ

8石2升9合4勺2才

当2月21日より2月5日（？）迄の飢米渡しの計画

30石

所・役所における種々の遣用

70石

異国用意

130石

合 890石3斗4升4合2勺7才

右の通り支払いこの如く御座候。以上。

酉（1837年）の2月9日

御物奉行所 在番

病死餓死人

1, 人數千百六人 内 男 六百拾人

女 四百九拾六人

内

大地中

千貳拾八人 内 男 五百七拾五人

女 四百五拾三人

内

餓 死

四百九拾四人 内 男 二百七拾四人

女 二百二拾人

病 死

五百三拾四人 内 男 三百壱人

女 二百三拾三人

多良間島餓死人

七拾八人 内 男 三拾五人

女 四拾三人

大地中

1, 馬 四百二拾疋 内 貳百六拾三疋被盜取高

百五拾疋自分ニテ喰尽

右同

1, 牛 五百八疋 内 三百拾三疋被盜取高

百九拾五疋自分ニテ喰尽

右通取ノ如斯御座候以上

酉ノ二月九日

頭

在番

御物奉行所

(訳)

覚

病死餓死人

1, 人数 1106人 内 男 610人

女 496人

内

宮古島中

1028人

内 男 575人

女 453人

内

餓死

494人

内 男 274人

女 220人

病死

534人

内 男 301人

女 233人

多良間島餓死人

78人

内 男 35人

女 43人

宮古島中

1, 馬 420疋

内 263疋

盗み取られた高

150疋 自分で喰い尽す

右同

1, 牛 508疋

内 313疋

盗み取られた高

195疋 自分で喰い尽す

右の通り取れこの如く御座候。以上

酉(1837年)の2月9日 頭

在番

御物奉行所

定式大和船積穀之儀、前年之出来粟取団置、來着次第積穀相渡來候処、去年初頃ヨリ旱打續、諸作物ニ虫相付後粟唐黍悉喰尽、兼テノ考勘ト及相違、上納米取メ方至テ差支候処、別紙御届申上候通古来未聞之大変差当リ、一統人家被吹倒候上諸道具諸品ニ至迄濡廃リ候付家作彼是諸造作過分ノ事ニテ、上下共至極及困窮、夫ヨリ役々末々迄上納米調兼候付、此涯少モ不洩様取メ方申渡、其上私共ニモ及數度役々藏元江召寄加直談、村中詰込サシ厳密取メサシ、漸ク年貢残穀之内大地中並多良間島迄千五百石取シメ置候処、右ニ申上候通重々之災変ニテ島中一統及飢饉、右穀數モ村々飢米並粟種子又ハ在番頭以下役々扶持方所中定式遣料引除候得共、一イン餘穀無之候付、不及是非、早船春立船モ當夏早出来之新粟撰苟テ以テ取仕出候考ニテ御座候間、右次第格別之御取訳ヲ以テ當年定式大和船積穀之儀、新粟ニテ積入候様被仰付被下度奉存候、此段御問合申上候以上。

申（酉か？）二月九日

頭

御物奉行所

在番

（訳）
定式大和船積穀の儀、前年に出来た粟を取り団い置き、船が来着し次第、穀物を積み渡してきたが、去年初め頃より旱が続き、諸作物に虫が付いて粟や唐黍を全て喰い尽くし、当初の考えに相違して、上納米の取り立て方も至って差し支えているところ、別紙でご報告申し上げた通り古来未聞の大変にさしあたり、人々は家屋を吹き倒された上、諸道具・諸品に至るまで濡れ廃れたため家作りなどかれこれ造作過分にして上下とも至極困窮に陥り、それより役人から末々の者まで上納米を調整かねているので、この際は少しも洩らさぬよう取り立て方を申し渡し、その上、私共も数度に及んで役人を藏元に集めて直談を加え、村に詰めさせて厳密に取り立てをさせ、漸く年貢の残り穀物の内、宮古島中並び多良間島まで千五百石取り立てて置いたが、右に申し上げた通り重々の災変で島中の人々が飢饉に陥り、右の穀物も村々の飢米並び粟種子または在番・頭以下役人たちの扶持方（給料）・定められた所遣料を差し引くと、少しも穀物に余分がないので、仕方なく、早船・春立船も今年の夏に出来る新粟を選び刈り取って出す考え方であるので、右の事情を格別に取り計らい、当年の定式大和船積穀の儀は、新粟を積み込むよう仰せ付け下さるよう、この段、ご報告申しあげる。

申（1837年か？）2月9日

頭

御物奉行所

在番

辰年の大風

1. 辰年の大風について

1844年の7月6日から8日にかけて宮古島は大風に襲われた。この大風で作物の被害は甚だしく、諸村の公署23戸、公倉15戸、織布房屋・積麻房屋など122戸、人家2180戸、計2340戸の建物が吹き倒された。杣山や屋敷囲いの樹木など多く吹き倒され、船も数隻損壊した。又、倒壊した家に覆われて斃死した男女5人・溺死した者4人、計9人の死者が出、牛馬なども斃死した。この年は干支の甲辰に当たるので「辰年風(タツヌティカジ)」と称せられているという。

この「辰年の大風」については、『宮古島在番記』『球陽』『宮古史伝』『宮古島庶民史』に記録されているが、大風のあった年に食い違いが見られる。

2. 「辰年の大風」に関する史資料

(1) 『宮古島在番記』に見る「辰年の大風」

『宮古島在番記』は「同年(道光23)七月六日ヨリ七日迄致大風、翌八日ノ夜浪音ノ様相聞ヘ嵐吹通家数軒被吹破、古来未聞ノ事ニテ御届ノ為(翌年)若文子翁長ニヤ同羽地ニヤ罷登候事」と記す。道光23は1843年で卯年、王府へ届け出たのが翌年の辰年である。そうすると大風は「卯年=1843年」に吹いたということになるのだが…?。

(2) 『球陽』に見る「辰年の大風」

『球陽』は「此の年、七月初六日より起こして以て七日に至るまで、宮古島連りに無比の暴風に逢ひ、稼穡を吹損ず。更に兼ねるに、諸村の公署二十余三戸・公倉一十余五戸・人家二千一百八十戸を吹倒す。家に覆われて斃るる者男女五名なり。杣山・宅藩の樹木も、亦多く吹倒され、海船数隻を損壊し、人民溺死する者四名なり、但に此れのみなず、畜所の牛馬も、亦已に斃死す。」と記す。「此の年」は甲辰=1844年である。『在番記』と『球陽』とどちらの年代が正しいのだろうか。宮古からの届け出が甲辰(1844年)であったことから、『球陽』の記載に誤記が生じた可能性もあり、検討する必要があろう。ともあれ、この『球陽』記録の要旨は次のとおりである。

- ①1844年の7月6日から7日にかけて大風があり、作物に被害を受けた。
- ②この大風で諸村の公署20余3戸・公倉10余5戸・人家2180戸、合計2340戸の建物が吹き倒された。
- ③家に覆われて死んだ者男女5名。杣山・家屋敷の樹木も多く吹き倒され、数隻の船が損壊、4名溺死者がでた。その他、多くの牛馬も斃死した。

(3) 『宮古史伝』に見る「辰年の大風」

『宮古史伝』では〔弘化元年七月六日から七日に亘り大風が襲来した。農作の被害甚だしく、又人畜家屋の害は少なくなかった。即ち倒壊家屋は諸村公署二十三軒に及び、壓死者五人、溺死者四人、牛馬の斃死また多かった。船舶舢舨の樹木の被害も甚だしかった。此の年甲辰に當ったので世に之を「辰年風（たつてかぜ）」という。〕と記す。

『宮古史伝』の記す「弘化元年」は1844年である。『宮古史伝』の内容は『球陽』の記録と殆ど同じである。『球陽』を根拠資料に記したと思われるが、倒壊家屋数「公倉15戸・人家2180戸」の部分が脱落して記されている。

(4) 『宮古島庶民史』に見る「辰年の大風」

『宮古島庶民史』は「天保十四年癸卯（1843年）七月六日より翌七日まで大雨あり、翌八日夜、浪音のように相聞え風吹き通り家屋倒壊す。」と記す。『宮古島在番記』が根拠資料となっており、同様に「癸卯（1843年）」に大風があったことになっている。

子年の大風・飢饉

1. 「子年の大風・飢饉」について

1852年、宮古島は4月6日・7月8日・8月21日と3度にわたって大きな台風に襲われて作物は全滅した。特に8月21日の台風では諸村の番所・御用布織家・芋積家・農務舢舨役人詰所など合計33軒が倒壊し、蔵元並びに各座・祥雲寺・權現堂・漲水御嶽・在番仮屋などの葺き瓦や雨戸・窓・壁板などが所々吹き飛ばされた。又、役人・士族・百姓らの家屋も405軒倒壊、蔵元前の潮返しの道や漲水御嶽前浜の立所・船屋下の崖、上地・洲鎌・与那霸へ往来する浮道（下地橋道）も所々波に打ち崩された。更に上地村や与那霸村には海水の浸水もあった。

4月6日に台風があり、その後も大雨や旱魃などで作物に被害が出て飢饉の兆しが見えたが、更に7月8日の台風・それ以後の旱魃で飢饉となった。蔵元では8月8日から救米を支給したが、8月21日の台風で芽生えてきた芋や野菜類も全て吹き飛ばされ、以後も長期に渡って旱魃が続いたため9月初め頃には大飢饉となり餓死者が出始めた。10月15日、王府は新嘉喜里之子親雲上を派遣して救濟米（拝借米）百石を支給した。12月の初め頃からは熱病も流行、年明けて王府は更に救濟米80石を支給したが、2139人（『宮古史伝』では3000人余）の餓死者・病死者が出た。

この「子年の大風・飢饉」については、『宮古島在番記』『球陽』『宮古史伝』『宮古島庶民史』に記されているが、数年前に、より具体的な被災内容を記した資料が『宮古島近古文書』に確認されている。ここではこれに対訳を付して紹介する。

2. 「子年の大風・飢饉」に関する史資料

(1) 『宮古島在番記』に見る「子年の大風・飢饉」

『宮古島在番記』は「同年（咸豐二子年）大風旱魃等ノ災殃度々差合、島中一統及大飢饉候ニ付貯穀ヨリ救米相渡、翌年御届ノ事。同年多良間島ノ義も同断致飢饉候。」「同子年島中一体の仕向為見届十月十五日下着、翌丑年五月廿一日帰國。新嘉喜里之子親雲上」と記す。

(2) 『球陽』に見る「子年の風・飢饉」

『球陽』は「太平山島、是の年八月二十日の夜戌時より翌日に至るまで、風雨大いに作り、各村駅停及び人家を吹倒すもの共計4838軒。其の外、人家の風雨の為吹損せられ居住するを得ざる者、挙げて数ふべからず。時に狩俣村百姓大城筑登之の、屋に履はれて死する有り。又漲水泊浜涯に築く所の堤防及び其の浜船屋下涯長さ十七丈二尺・横二丈六尺・高さ一丈五尺許り、併びに下地辺往来の浮道三百七十三尋余、共に大波に打ち破らる。又上地村の山敷田と呼び做すの処、浜を離ること約四十尋許り、海潮其処に騰入すること約一丈許り。且与那覇村、七嶺大道と呼び做すの浜に海浪騰湧し、五十尋余浜と相離るるの旱田及び該村後面の各家の床下に侵入す。」と記す。又、別の頃で「太平山島の吏役等、諸座の公項及び各村貯米に於て、収支度無く肆に行ひて民を虐ぐ。必ず須く委曲問察して以て其の弊を改むべし。且該島、年凶にして民饑う。朝廷、公米を賜借して以て人命を救はんとす。其の公米を各村に支給するの時に於て、固より坐藍の人無かるべからず。島民の習俗に至りても、亦當に親しく査看を行うべし。此れが為に特に文芳を遣はし、其の事を督理せしむ。十月十五日宮古島に到り、翌年五月二十四日、回国す。」と記し、さらに別の項で「去年以来、宮古島饑荒荐りに臻り、兼ねるに疫癘の流行を以てす。闖島の人民、飯食継ぎ難く、去年賜借するの大米百石を将ても其の需を敷かず。朝廷復大米八十石を賜ひて以て救恤を昭にする。」と記す。

この『球陽』の記録の要旨は次の通りである。

- ①宮古島では、此の年の8月20日から翌日にかけて激しい風雨があり、各村の番所や人家など438軒の家屋が吹き倒された。
- ②この風雨で家を失い住む所の無い者は数えきれない程の人数である。
- ③この時に狩俣村の百姓・大城筑登之は家屋に押し潰されて亡くなった。
- ④漲水泊浜涯に築いた堤防及びその浜の船屋下の涯長さ17丈2尺・横2丈6尺・高さ1丈5尺程、下地辺往来の浮道373尋余が大波に打ち崩された。
- ⑤上地村の山敷田という所は浜から約40尋ほど離れているが、そこに海水が約1丈程流れ込んだ。又、与那覇村の七嶺大道という浜でも大波が打ち揚がり、浜から50尋程離れた旱田や村の背後にある人家の床下までも浸水した。

⑥今、宮古島は凶作にあって人々が飢えに苦しんでいる。王府から公米を貸し渡して人命を救おうと思う。公米を支給するにあたっては監視する者がいなければならない。島民の習俗も監査すべきである。そのため文芳（麻文芳新嘉喜里之子真行）を派遣してその監督をさせた。10月15日に宮古島に渡り、翌年の5月24日に帰国した。

⑦去年以来、宮古島は大飢饉に陥り、加えて疫病も流行し、島の人々は食料も維持できず、去年、貸し渡した百石の米でもその需要を充たすことができないでいる。王府は再び米80石を貸し渡して救済にあてた。

(3) 『宮古史伝』に見る「子年の大風・飢饉」

『宮古史伝』は「嘉永五年（皇紀2521）尚泰王五年六月初旬から十月下旬に至るまで前後七回の暴風が襲った。八月二十日から翌日に至る暴風が最も大きかった。倒壊家屋四百三十八軒、壓死者一人、漲水濱堤防及び下地橋道等打破られ、なほ下地々方の海岸低地は波に洗はれた。斯くて十月に至るまで數度の空風が吹き潮沫が飛んだので、田畠山野の草木農作は全く焦土と化し剩へ十月の風後に旱魃が打續き、年末に至っては貯蔵穀も大方食べ盡し、政府の賜米が百石下ったけれども急を救ふこと能はず、翌六年更に六十石の賜米追加があったがなほ足らず、路頭に食を乞ふ者多く父子兄弟相掠め親戚知友相奪ひ、慘たんたる地獄の餓鬼道を示現した。殊に十二月の頃から疫病が流行し、加えるに寒氣凜烈にして庶民は算を亂して路傍にたほれ、三千餘人の斃死人を出して最早島内には人類はなくなるだろうと畏怖せられた。三四月の頃から新麥は僅か實り甘藷は掌中に掘り得られてから漸く食物は出て来て、残餘の民は危く命を繼ぎ得た。此の事、前年壬子年に始まったので「子年饑饉（ねんてやあすそ）」と云ひ今も人口に喚炙されてゐる。この饑饉後末だ民力の復興至らない翌年（安政元年）六月から十月に至り熱病が大いに流行して之に斃る者六百六十餘人に及んだ。」と記す。

この『宮古史伝』は、『球陽』を根拠資料に記したと思われるが、「六月初旬から十月下旬に至るまで前後七回の暴風が襲った」「斯くて十月に至るまで數度の空風が吹き潮沫が飛んだので、田畠山野の草木農作は全く焦土と化し剩へ十月の風後に旱魃が打續き」の部分は『球陽』の記録にはない。又、「六十石の賜米追加」は『球陽』では、「八十石」となっており、更に、伝承と思われる「路頭に食を乞ふ者多く父子兄弟相掠め親戚知友相奪ひ、慘たんたる地獄の餓鬼道を示現し」「加えるに寒氣凜烈にして庶民は算を亂して路傍にたほれ」「最早島内には人類はなくなるだろうと畏怖せられた」などの記述が加えられている。餓死者・病死者の数も『球陽』の記録にはない。後に紹介する『宮古島近古文書』では「餓死者・病死者数2139人」となっているが、『宮古史伝』では、「三千餘人の斃死人」と記されている。又、「この饑饉後末だ民力の復興至らない翌年（安政元年）六月から十月に至り熱病が大いに流行して之に斃る者六百六十餘人に及んだ。」の部分は

『球陽』に「此の年、宮古島六月より十月に至るまで、熱病流行し、男女身故する者六百六十人なり。」とあり『球陽』が根拠資料となっていることがうかがわれる。

(4) 『宮古島庶民史』に見る「子年の大風・飢饉」

『宮古島庶民史』は「（嘉永）五年壬子、大風旱魃ありて島中一統に大飢饉あり貯穀から飯米を出して飢民を救出す（世俗これを子年飢饉と称し今に伝えている。）翌嘉永六年には続いて疫病流行して飢民の病気に斃れる者三千余人と伝えられる。」と記す。

この『宮古島庶民史』の記録は、『宮古島在番記』と『宮古史伝』とを根拠資料に記されたと思われるが、『宮古島近古文書』『宮古史伝』とも「疫病の流行」を「1852年12月頃」と記すのに対し、この『庶民史』では「翌嘉永六年（1853年）には続いて疫病流行し」と記している。「飢民の病気に斃れる者三千余人」は『宮古史伝』の引用であろう。

3. 『宮古島近古文書』に見る「子年の大風・飢饉」

「子年の大風・飢饉」については上記の『宮古島在番記』『球陽』『宮古史伝』『宮古島庶民史』に記録があり、特に『宮古史伝』の内容が具体的であることから、その記録の範囲内で語られてきた。これらの史資料から「子年の大風・飢饉」の概要を知ることができるが、『宮古島近古文書』の中にいずれの史資料よりも具体的な被災状況を記した記録が確認されている。翻刻に対訳を付して紹介する。

※ 史料紹介・『宮古島近古文書』の「子年の大風・飢饉」（1852～53年）

覚

1. 当島之儀、去年四月六日大風又ハ大雨旱魃等災害差合、諸作毛致損失飢饉ノ模様相見得候段者、去夏御届申上置候通御座候処、猶又七月八日大風引次致旱、度々雨乞御願等仕候得共降リ不申、至八月朔日一統雨降リ潤能ク有之候付農作方折角下知方為仕事候処、以前風旱ノ砌芋カツラ相損植次方差支候上、唐黍豆類も同断吹損、麦一篇二而ノ嘗故追々喰盡、七月末頃よりは一統飯料差迫、就中御用布係ノ者共ハ毎日番所江相詰飢營ノ働不相達候付救米被成下度旨、村々役人より申出有之、八月八日より願通一日ニ三合より二合亦ハ一合五勺ツツノ賦を以相渡、餘ノ飢人共江者各村所仕立ノ模合蘇鉄を以飯料ノ補助申付候得共仕立高少、僅五六日之嘗相達候迄ニ而、飯料可取続様不罷成、救米申請ノ願有之、役々差越人別見合ノ上同十八日より日に一合宛相渡致救方左候内、芋かつら野菜類漸々萌立はい延候付、九十月比よりは世振立直可申哉ニ相見得為申事御座候処、又々八月廿日より翌日迄致大風芋かつら野菜類悉吹損、九月初比よりハ大飢饉成立、日増飢人相出来一統救米申請ノ願有之候処、右災变ニ付而ハ上納穀大分致未進、村々貯穀僅斗圍方有之候付日々五

勺宛ノ賦を以相渡、銘々自勘ノ勧ヲ以平常不喰馴青葉木ノ実海草杯取交相當候体ニ而、一統及難儀候付至極心配仕罷在候折、至十月者地船両艘より拜借米被差下、御使者新嘉喜里之子親雲（上）事着涯より村々罷通檢見ノ上救米相渡救方取計候得共、八月大風以後にも長々致旱魃、芋かつら植付方至而少有之候上はい延次第飢營用ニ苅取又ハ所々虫も相付實付不申磧と飯料差迫、殊十二月初比よりは熱病も相時行、餓死人病死人別紙を以申上候通多人数相出来、一涯驚入為申事候得共、新麥ノ儀、幸早出来ニ而、当正月十日比よりハ所々撰苅を以飯料相補、二月十日比よりハ一統苅取唐芋も漸々實付彼是取交相當申候。

訳・宮古島の儀、去年4月6日に大風があり、又は大雨・旱魃などの災害にみまわれて諸作物も損失し飢饉の様相を呈していることは、去る夏にお届け申し上げたとおりであるが、尚又、7月8日の大風に引き続き旱魃となり、度々、雨乞御願などを行ったけれども雨は降らず、8月1日に至ってまとまった雨が降って潤をみせたので農作方を下知したところ、以前の風旱の際に芋カヅラに被害があつて植え付け方に支障をきたした上唐黍・豆類も同じく吹き損じて、麦だけでの営みのため次第に喰い尽くし、7月末頃より飯料が窮迫し、中でも御用布係の者共は毎日番所へ詰めて、食料確保の働きができないので、救米を支給して下さるよう村々の役人より申し出があり、8月8日から願い通り1日に三合から二合又は一合五勺づつの配分をもって支給し、その他の飢餓人共へは各村所で仕立てた模合（共同）の蘇鉄を以て飯料の補助とするよう申し付けたけれども、仕立て高が少なく、僅か5・6日の営み分しかなく、飯料を確保できずに救米の申請があり、役人らが出向いて人別を見合せた上、同18日から日に一合宛支給して救済している内、芋カヅラ・野菜類漸く芽が出て生え延びて9・10月頃よりは状況も回復するかに見えたが、又々、8月20日より翌日まで大風が吹いて、芋カヅラ・野菜類を悉く吹き損じ、9月の初め頃からは大飢饉となって日増しに飢餓人が出、全ての人々より救米申請の願いがあった。右の災害にあたっては上納穀も大分滞納が出、村々の貯穀が僅かに貯蔵されているので、日々、五勺宛の配分を以て支給し、各自の働きで以て平常喰いなれない青葉や木の実・海草などを採取し生活している状況で、全ての人々が難儀に及んでいるので至極心配している折り、10月になって地船両艘より拜借米を下され、御使者新嘉喜里之子親雲上が来島して村々を巡視し救米を支給して救済方を取り計らったけれども、8月の大風以後にも長期にわたり旱魃が続き、芋カヅラの植え付け方も極めて少ない上に、生え延び次第飢えを凌ぐため苅り取り、又は所々に虫も着いて実ができず、はたと飯料が窮迫し、殊に12月の初め頃からは熱病も流行して、餓死人・病死人が別紙を以て申しあげた通り多人数出て驚いているところであるが、新麥の儀、幸い早く出来たので、当正月10日よりは所々選び苅り取って飯料を補い、2月10日よりは全て苅り取り、唐芋も次第に実を付けたのでかれこれ取り換えて生活を営んで

いる。

- 右通不一方災変差合所中及難儀候付而ハ此涯手替ノ下知方無之候而不叶、毎度諸役人蔵元江召寄、農事其外諸事方ノ手組加熟談、私共ニモ折々多々回見ノ上精々差引承届候処、飢宮方ニ付而多分粟種子も喰盡蒔入方差支候段有之、村々現有高糾方を以、不足分ハ貯穀ノ内より相渡蒔入させ萌立宜當方草拂方折角相勧申候。

訳・右の通り一方ならぬ災害に差し合わせ村中が難儀に及んでいるので、この際は手替えの下知方がなくてはならず、毎度、村の役人を蔵元へ召し集めて農事やその他の諸事の手段を熟談し、私共も畠の巡回を多くして状況をうかがったところ、飢えの生活をしている者については多分の粟種子も喰い尽くして蒔き入れ方に支障をきたしている者もある。村々の現在所有している粟高を調べ、不足分は貯穀から支給して蒔き入れさせたところ芽生えよく、草払いなどを行って懸命に働いている。

- 正月以来雨順々降申候付芋かつらも漸々はい延、役々立合下知方を以植次方申渡、最早芋実付世振宜敷相成、尤熱病も最早相去申候。

訳・正月（1月）以来、雨が順調に降って芋カズラも漸く生え延び、役人らは現場に立ち会い下知方を以て植え継ぎ方を指示、最早、芋も実を付けて状況は良くなった。又、熱病も治まった。

- 御用布儀、織女並係ノ者共江救米相重相渡候上、曇役々召寄差引向分ケ而申渡、日賦等相立織調させ、猶又上國ノ役々も手配を以不斷村々走廻下知仕、最早細御用布ノ分ハ漸登船々懸合調先相見得頂上ノ事御座候。

訳・御用布の儀、織女並び係の者へは救米を重ねて支給し、曇役人らには敢えて算段を申し渡し、1日の計画などを立てて織り調べさせ、尚又、上国する役人らも手配をして絶えず村々を廻って下知を行ったので、細御用布の分は漸く上國船に間に合う見通しが立ち、喜ばしい状態である。

- 白上布同中布下布ノ儀、例年より早目ニ致配当調方精々下知方引勵候処、平良五ヶ村不便ノ者共ハ飢宮ニ付而ハ右手当ノ眞苧並かけ杯も賣出、且餓死人も出来、右持前ノ分者出所無之候付、何連も段々吟味ノ上、諸村配分を以調方申渡、猶精々加下知相勧申候得共、

今程御用高全調登候程先相見得不申及世話申候。

訳・白上布・同中布・下布の儀、例年より早目に配当して調べ方を下知し激励しているが、平良五ヶ村の困窮した者共は飢えを凌ぐため右に配当した真苧・かせ糸なども売り払い、且つ、餓死人も出て、右の負担分の出所もないで、いずれも吟味の上、諸村に配分して調べ方を申し渡し、精々、下知を加えて働かせているけれども、今の状況では御用高の全てを調べて上国する見通しが立たず心配している状態である。

1. 村々風波飢饉ノ痛段々強弱有之候上働く次第世振立直候遅速も有之、伊良部五ヶ村並池間前里嘉手苅宮国新里砂川友利長間大浦島尻狩俣十五ヶ村ハ十二月初比より芋実付飯料取続方宣敷相見得、新嘉喜里之子親雲上氣を付村々回見ノ砌委ク差引現人数見届ノ上、右村々ハ御用布織人迄も救米差留候様問合申来候付、是以格別余計相成極々難儀ノ村々見合救米相重取救為申事御座候。

訳・村々の風波飢饉の被害は村によって強弱があり、働き次第で状況の立て直しにも遅速がある。伊良部5ヶ村並びに池間・前里・嘉手苅・宮国・新里・砂川・友利・長間・大浦・島尻・狩俣の15(16)か村は12月初め頃から芋の実も付いて飯料の続け方が良くなると思われ、新嘉喜里之子親雲上は注意を払って村々の巡視の際に詳しく現人数を見届けた上で、右の村々は御用布織人までも救米を留めるよう報告があったので、これを以て余分の物では極めて困窮している村々に救米を増やして救済を行った。

1. 右通ノ次第二テ貯穀拝借米ノ分ニ而ハ可取救様不罷成、十一月ニハ重テ拜借米申請方ノ儀ニ付多良間島地船飛船取仕出宰領人等申付置為申事候処時節柄冬深相成遠海難乗渡、右ニ付テハ多良間島貯穀早々積寄させ救方不致候而不叶吟味を以右地船差渡二十五石二斗八升餘積越させ救米相渡、迫々新麦も出来飯料取続候上、最早三月差懸リ候付馬艦船下次方早船取仕出差登候方可然と右飛船差上候儀取止早船差登申候。

訳・右の通りの次第なので貯穀・拝借米の分では救済ができず、11月には重ねて拝借米の申請方について多良間島地船を飛船にして宰領人等も申し付けてあったが、時節柄冬も深まり遠海を乗り渡り難いので、右の件に付いては多良間島の貯穀を早々に積み越させ救済させなければならないので、吟味を以て右の地船を差し渡し25石2斗8升余を積み越させ救米を支給、又、次第に新麦も出来て飯料も続いている上、最早、3月にさしかかっているので、馬艦船の下り継ぎ(宮古への出帆)依頼の早船を差し登らせるべきと、右の飛船

は取り止めて早船を差し登らせた。

1. 右飢饉ノ節、盜賊又ハ放火人等段々出来候付吃と取締申渡候上世振も立直り、正月中旬よりハ漸々相鎮申候。

訳・右の飢饉の節は盜賊や放火人等が出てくるので厳しく取締りを申し付けたため世相も立ち直り、1月の中旬頃からは漸く平穏になった。

1. 多良間島ノ儀も前条同断風旱ノ災変ニ逢諸作毛致損失一統飢饉ニ及、去年八月來救米為相渡由候処、当正月よりハ芋漸々実入早出来ノ麦撰苅を以彼是取交飯料取続、雨も順々降り候付芋かツラ植次方相勵候段、詰役人申越有之候。

訳・多良間島の儀も前条と同様の風旱の災害に逢って諸作毛も損失して飢饉に及び、去年8月以来、救米を支給したとの事であったが、当1月よりは漸く芋が収穫でき早できの麦も選び苅りを以てかれこれ取り換えて飯料を取り続け、雨も順調に降ったので芋カヅラの植え付け方を行った旨、詰役人から報告があった。

1. 右島ノ儀モ当島同断粟種子喰尽蒔入サセ差支候付、不足分ハ貯穀ノ内ヨリ相渡蒔入サセ蒔立宜有之候段、右同断申来候。

附・水納島ノ儀、多良間島同断及飢饉候付救米相渡、当分飯料取続方多良間島同前ノ振合ノ由申来候。

右ノ旁御届申上候。以上

附・餓死人並び牛馬取メ書差上申候。

三月二十九日

下地親雲上 砂川親雲上

平良親雲上 長嶺親雲上

古波蔵親雲上 山内親雲上

御物奉行所

訳・多良間島の儀も宮古島と同様に粟種子を喰い尽し蒔き入れ方に支障が出ているので、不足分は貯穀から支給して蒔き入れさせてその蒔き立て方は良好である旨、右と同様に詰役人より報告があった。

附・水納島の儀も多良間島と同様飢饉に及んでいるので救米を支給し、当分の飯料の統け方は多良間島と同様の状況である旨、報告があった。

右の旁ら御届け申し上げる。以上

附・餓死人並び牛馬取ノ書を差し上げる。

3月29日

下地親雲上 砂川親雲上

平良親雲上 長嶺親雲上

古波蔵親雲上 山内親雲上

御物奉行所

覚

餓死人・病死人

訳・餓死人・病死人

1. 人数二千百三十九人

1. 人数2139人

内

内

系持

系持

八百三人 内 男・四百七十人

803人 内 男・470人

女・三百三十三人

女・333人

百姓

百姓

千二百八十二人 内 男・五百六十人

1282人 内 男・560人 (660?)

女・五百二十五人

女・525人 (622?)

五十四人 内 男・四十一人

54人 内 男・41人

女・十三人

女・13人

1. 馬 六百四拾四疋

1. 馬 644疋

内 三百六疋 被盜取高

内 306疋 盗み取られた高

三百三拾八疋 嘰尽高

338疋 嘰い尽した高

1. 牛 千三百拾五疋

1. 牛 1315疋

内 六百三拾六疋 被盜取高

内 636 疋 盗み取られた高

六百七拾九疋 嘰尽高

679疋 嘰い尽した高

右通取ノ如斯御座候。以上

右の通り取ノ、この如く御座候。以上

三月廿九日 下地親雲上 砂川親雲上

3月29日 下地親雲上 砂川親雲上

平良親雲上 長嶺親雲上

平良親雲上 長嶺親雲上

古波蔵親雲上 山内親雲上

古波蔵親雲上 山内親雲上

御物奉行所

御物奉行所

当島去年七月八日より同九日迄、八月廿日より同廿一日迄、兩度大風ノ損出有之成行申上候。

覚

1. 七月八日風子丑ノ間ニ而間々雨ふり少風荒立、昼夜ノ四ツ時分より翌九日四ツ時分迄致大風諸作物悉吹損、猶又八月廿日風子丑間ニテ時々雨ふり天氣模様悪敷相見得、夜ノ五ツ時分よりハ及大風翌廿一日七ツ時分迄夥敷吹詰、役所々並日家屋敷園ノ樹木吹倒又ハ潮溜揚波ニ被打崩候所も有之、殊ニ狩又村百姓大城筑登之と申者住家ニ被覆及失命、苦々敷次第御座候。

覚

訳・7月8日は子丑（北北東）の風で時々雨が少し風が荒くなって、夜の四ツ（午後10時）頃から翌9日の四ツ（午前10時）頃まで大風となって諸作物を悉く吹き損じ、又、8月20日は子丑（北北東）の風で時々雨が降り天氣模様が悪くなり、夜五ツ（午後8時）頃から大風となって翌21日の七ツ（午前4時）頃まで夥しく吹き荒れ、役所や家・屋敷園いの樹木などを吹き倒し、又は潮が溜まり揚げ、波に打ち崩された所もあり、殊に狩俣村の百姓大城筑登之という者は住家に覆われて失命し、苦々しい事である。

1. 農務方・杣山方役人詰所並諸村番所御用布織家苧をみ家紺染家合三拾三軒被吹倒候付、折角下知方を以作調させ置申候。

訳・農務方・杣山方役人詰所、並び諸村番所・御用布織家・苧積家・紺染家、合計33軒吹き倒されたので下知方を以て作り調べさせた。

1. 蔵許並座々祥雲寺堂宮假家ノ儀、葺瓦雨戸間戸壁板所々被吹破候付加修甫申候。

訳・蔵元並び座々・祥雲寺・堂宮假家の儀も葺瓦・雨戸・間戸・壁板が所々吹き破られたので修理を行った。

1. 役々並系持又ハ百姓等家合四百五軒被吹倒候処、時節柄葺替ノ働も不相調空家作又ハ小屋掛等ニテ相住居、且右外大破成住居方不相成所も段々有之候処、是又修甫相調得不申当分其呪召置候間、先様時節見合下知方を以修甫晉替等為仕可申候。

訳・役人並び士族又は百姓などの家、合計405軒吹き倒されたが、時節柄、葺き替えの働きもできないので空家を作り又は仮小屋に住み居り、且つ右の外にも大破して住むことが出来ない所もあるが、これも又、修理できず当分はそのままにして置くので、先と同様に時節を見計らい下知方を以て修理し葺き替えるようにすること。

1. 蔵許前ノ潮帰す築上道長五丈三尺横貳丈壹尺貳寸高壹丈五尺程、漲水御嶽前表濱築立所並船屋下涯長拾壹丈九尺横貳丈六尺高七尺程、上地洲鎌與那霸三ヶ村江往来ノ浮道三百七拾三尋餘波ニ被打崩所々及破壊候処、急ニ積立方不相調前条同断扣申候。

訳・蔵元前の潮返しに築き上げた道長さ 5 丈 3 尺・横 2 丈 1 尺 2 寸・高さ 1 丈 5 尺程、漲水御嶽前表の浜に築いた立所並び船屋下の崖長さ 11 丈 9 尺・横 2 丈 6 尺・高さ 7 尺程、上地・洲鎌・与那霸三ヶ村へ往来する浮道 373 尋余、波に打ち崩され所々破壊されたけれども、急に積み直すことはできないので前条同様に控え申した。

1. 上地村川田平良口やと申者前表山敷田と申所濱涯より四拾尋程ノ所江潮高壹丈計、那霸村七嶺大道より南表ノ畠々濱より五拾尋餘ノ所、同村後表ノ家内々床下迄潮溜揚其最寄中為致騒動由御座候。

右ノ旁御届為可申上如斯御座候。以上

三月廿九日	下地親雲上	砂川親雲上
	平良親雲上	長嶺親雲上
	古波蔵親雲上	山内親雲上

御物奉行所

訳・上地村の川田・平良口やといるのは前表の山敷田という所・浜崖より 40 尋程の所へ潮が 1 丈程、与那霸村の七嶺大道より南表畠々・浜より 50 尋余の所、同村の後表の家々の床下まで潮が溜まり揚げ、最寄中が騒動したとのことである。

右の旁らお届け申し上げるべくこの如く御座候。以上

3月29日	下地親雲上	砂川親雲上
	平良親雲上	長嶺親雲上
	古波蔵親雲上	山内親雲上

御物奉行所

※参考文献

- 『宮古島近古文書』 柳田國男
- 『宮古島在番記（写）』 稲村賢敷（昭和 33 年）
- 『球陽（読み下し編）』 球陽研究会（昭和 49 年）
- 『宮古史伝』 慶世村恒任（昭和 2 年）
- 『宮古島庶民史』 稲村賢敷（昭和 32 年）
- 『平良市史第三卷』 平良市役所（1981 年）
- 『平良市史第八卷』 平良市役所（1988 年）
- 『宮古島の大津波に関する一史料』 島尻克美（1988 年）
- 『子年飢饉に関する覚書』 平良勝保（昭和 61 年）